

過重労働対策の一層の強化（長時間労働削減推進本部設置以降の主な取組）

◆ 過重労働解消キャンペーンの重点監督（平成26年11月）の実施状況

➡ 法令違反の場合は、是正指導

実施事業場	労働基準関係法令違反が認められた事業場	（主な違反状況）	
		違法な時間外労働（※）	賃金不払残業
4,561事業場	3,811事業場（83.6%）	2,304事業場（50.5%）	955事業場（20.9%）

※ 時間外・休日労働協定(36協定)なく時間外労働を行っているもの、36協定で定める限度時間を超えて時間外労働を行っているものなど。

1. 月100時間超の残業が行われている事業場等に対する監督指導の徹底（平成27年1月から実施）

- 監督の結果、違反・問題等が認められた事業場に対しては、是正勧告書等を交付し、指導
- 法違反を是正しない事業場は、送検も視野に入れて対応（送検した場合には企業名等を公表）

2. 監督指導・捜査体制の強化

過重労働事案であって、複数の支店において労働者に健康被害のおそれがあるものや犯罪事実の立証に高度な捜査技術が必要となるもの等に対する特別チーム「**過重労働撲滅特別対策班**」（通称「かとか」）の新設（平成27年4月から実施）

👉 東京労働局・大阪労働局に新設

3. 情報の提供・収集体制の強化

インターネットによる情報監視（平成27年1月から試行実施）

- 👉 本省がインターネット上の求人情報等を監視し収集し、その情報を、労働基準監督署による監督指導等に活用（1月からの取組状況を反映し、平成27年度に本格実施）

地方公共団体の労働関係部署や大学等の就職相談窓口と連携した情報収集（平成27年度に実施）

4. メンタルヘルス対策の強化

過重労働による健康障害等に関する労働者等の相談に対応する電話相談窓口を新設（平成27年度から実施）

違法な長時間労働を繰り返している企業に対する指導・公表について

概要

長時間労働に係る労働基準法違反の防止を徹底し、企業における自主的な改善を促すため、社会的に影響力の大きい企業が違法な長時間労働を複数の事業場で繰り返している場合、都道府県労働局長が経営トップに対して、全社的な早期是正について指導するとともに、その事実を公表する。

【平成27年5月18日より実施】

都道府県労働局長による指導・公表の対象とする基準

指導・公表の対象は、次のⅠ及びⅡのいずれにも当てはまる事案。

Ⅰ 「社会的に影響力の大きい企業」であること。

⇒ 具体的には、「複数の都道府県に事業場を有している企業」であって「中小企業に該当しないもの（※）」であること。

※ 中小企業基本法に規定する「中小企業者」に該当しない企業。

Ⅱ 「違法な長時間労働」が「相当数の労働者」に認められ、
このような実態が「一定期間内に複数の事業場で繰り返されている」こと。

1 「違法な長時間労働」について

⇒ 具体的には、①労働時間、休日、割増賃金に係る労働基準法違反が認められ、かつ、②1か月当たりの時間外・休日労働時間が100時間を超えていること。

2 「相当数の労働者」について

⇒ 具体的には、1箇所の事業場において、10人以上の労働者又は当該事業場の4分の1以上の労働者において、「違法な長時間労働」が認められること。

3 「一定期間内に複数の事業場で繰り返されている」について

⇒ 具体的には、概ね1年程度の期間に3箇所以上の事業場で「違法な長時間労働」が認められること。